

令和 6 年 4 月 1 日付け地方公営企業法施行令の改正に伴い、改正前に策定した随意契約理由書の根拠法令については、次のとおり読み替えます。

読み替え後	読み替え前
4 根拠法令 地方公営企業法施行令第 21 条の <u>13</u> 第 1 項第○号	4 根拠法令 地方公営企業法施行令第 21 条の <u>14</u> 第 1 項第○号

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約) 4月分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	給水装置竣工図書ファイリングシステム端末機器一式(その2) 長期借入再リース(その2)	賃貸借	NECキャピタルソリューション株式会社 関西支店	1,444,080	4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号	現に契約履行中の業者に引き続き実施させたとき、経費の節減が確保できると認められた	-
2	ハンディターミナル関係機器一式 長期借入(再リース)その2	賃貸借	NX・TCリース&ファイナンス株式会社 大阪支店	14,196,600	4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G7	-
3	平成31~35年度営業所オンラインシステムクライアント関係機器 長期借入(再リース)その2	賃貸借	NECキャピタルソリューション株式会社 関西支店	12,284,184	4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G7	-
4	管路情報管理システム端末機器等一式 長期借入(再リース)その2	賃貸借	三菱HCキャピタル株式会社 関西第一営業部	7,104,240	4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号	現に契約履行中の業者に引き続き実施させたとき、経費の節減が確保できると認められた	-

随意契約理由書

1 案件名称

給水装置竣工図書ファイリングシステム端末機器一式（その2） 長期借入 再リース（その2）

2 契約の相手方

NEC キャピタルソリューション株式会社

3 随意契約理由

本案件は、給水装置竣工図書ファイリングシステム（以下「ファイリング」という。）の利用に必要な端末機器等（以下「本機器類」という。）について再リースを行うものです。

現在、ファイリングは、配水課所管の管路情報管理システム（以下「マッピング」という。）の一機能として再構築が行われています。本機器類のリース契約は当初令和5年9月末でしたが、マッピング再構築業務の見直しにより、新マッピングのリリースが令和6年4月となったことから、現マッピング機器と合わせて本機器類も令和6年3月31日まで6ヶ月間の再リースを行ったところです。

新マッピングのリリース初年度にあたる令和6年度は、現ファイリングを用いて入力していたデータを順次新マッピングに移行すること、また令和5年度までのデータを用いた各種統計資料の作成やお客さまへの図面閲覧対応等に使用する給水装置竣工図書の台帳管理について現ファイリングのデータベースを用いて行うため併用稼働を欠かすことができないことから、本機器類の再リースが必要となります。

ファイリングは給水装置竣工図書を電子化するシステムであるとともに、マッピングとの連携によりお客さまへの図面閲覧対応等に使用する給水装置竣工図書の台帳管理や各種統計に活用するシステムであるため、運用を途切れさせることのできないものです。

現在設置している本機器類は、動作上不具合等の故障も無く、現行契約の借入期間終了後も継続して使用可能であることを確認しております。また、12か月の新規リース契約が可能な業者2者から得た見積を参考に積算したところ、再リースのほうが新規契約より経済的であることを確認できたことから当該契約を行うに相当な妥当性及び合理性があると判断できるため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項6号により特名随意契約を行います。

よって上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

5 担当部署

水道局工務部給水課（電話番号 06－6616－5483）

随意契約理由書

1 案件名称

ハンディターミナル関係機器一式 長期借入（再リース）その2

2 契約の相手方

NX・TC リース&ファイナンス株式会社

3 随意契約理由

本案件は、検針業務（水道料金等の算定に必要な水道メータ検針及び水道使用量等のお知らせの発行等）及び未納整理業務（水道料金等の回収業務等）で使用するハンディターミナル機器(以下「本借入機器」という。)を再リースするものです。

本借入機器は営業所オンラインシステムとデータ連携して使用するもので、営業所オンラインシステムの更新予定に合わせて、本借入機器の当初の更新時期を設定していましたが、営業所オンラインシステムが稼働している情報システム統合基盤の更新延長に伴い、営業所オンラインシステムの更新も延長することとなったため、本借入機器の更新についても同時期に行うこととしました。

また本借入機器については、検針業務及び未納整理業務を行うために、お客さまや市民生活に支障をきたすことなく、事業の円滑な実施を確保することに必要な不可欠な機器であることから、本借入機器を再リースする必要があります。

なお、現在、使用している本借入機器は、動作上不具合等の故障もなく、現行契約の借入期間終了後も継続して使用可能であることを確認しています。

よって上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31～35 年度営業所オンラインシステムクライアント関係機器 長期借入（再リース）その2

2 契約の相手方

NECキャピタルソリューション株式会社

3 随意契約理由

本案件は、営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）のクライアント関係機器（以下「クライアント機器」という。）について再リース契約を行うものです。

本システムは、当局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムであり、運用を途切れさせることはできず、お客さまや市民生活に支障をきたすことなく、事業の円滑な実施を確保するためには、クライアント機器が必要不可欠なものです。本システムは、情報システム統合基盤（以下「統合基盤」という。）のサーバを使用しており、統合基盤と密接な関係にあります。

また、統合基盤は本番用のサーバしかないため、クライアント機器を更新するにあたっては、本システムの業務運用を停止しなければならず、これを回避するために、統合基盤のサーバの更新に合わせて実施してきました。今般、現行の統合基盤の運用が2年間延長されたため、本システムのクライアント機器についても、次年度の再リースが必要となります。

なお、現行のクライアント機器については、動作上不具合等の故障もなく、現契約の借入期間終了後も継続して使用可能であることを確認しております。

よって上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

管路情報管理システム端末機器等一式 長期借入（再リース）その2

2 契約の相手方

三菱 HC キャピタル株式会社

3 随意契約理由

本案件は、管路情報管理システム（以下「マッピング」という。）の利用に必要な端末機器等（以下「本機器類」という。）について再リースを行うものです。

本機器類の当初リース契約は令和5年9月末まででしたが、マッピング再構築業務の計画見直しにより新マッピングのリリースが令和6年4月となった為、現マッピング用として令和6年3月31日まで6ヶ月間の再リースを行ったところです。

新マッピングリリース初年度にあたる令和6年度は、現マッピングを用いて入力していたデータを順次新マッピングに移行すること、また令和5年度末までのデータを用いた統計資料等の作成について現マッピングのデータベースを用いて行うため併用稼働を欠かすことができないことから、本機器類の再リースが必要となります。

マッピングは水道施設の維持管理や各種統計に活用するシステムで、運用を途切れさせることのできないものです。

現在設置している本借入機器は、動作上不具合等の故障も無く、現行契約の借入期間終了後も継続して使用可能であることを確認しております。また、12か月の新規リース契約が可能な業者2者から得た見積を参考に積算したところ、再リースのほうが新規契約より経済的であることから当該契約を行うに相当な妥当性及び合理性があると判断できるため、特名随意契約を行います。

よって上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5577）